

平成 29 年 1 月 31 日
日本スポーツ振興センター理事長決定

新国立競技場整備事業に係るアドバイザー会議における
資料の公表等について

新国立競技場整備事業に係るアドバイザー会議設置要綱（平成 28 年 11 月 22 日平成 28 年度要綱第 20 号）第 7 条の規定に基づき、会議の資料等の公表に関して、以下のとおりとする。

1 資料等の公表

（1）会議の資料は、会議終了後、原則として公表することとする。

ただし、個人が特定される部分及び事業者の権利、利益等を害するおそれがある部分など公表することにより会議の円滑な運営又は新国立競技場整備事業の推進に支障が生じるおそれがある内容については、公表しないこととする。

（2）会議におけるアドバイザーの助言内容は、概要を取りまとめ、アドバイザーの確認を経て、公表することとする。

2 公表の方法

資料等の公表については、日本スポーツ振興センターのホームページに掲載する方法で行うこととする。